

<概要版>

資料1
R03.02.18
令和2年度第2回審議会資料

長野市一般廃棄物処理基本計画

期間 令和4年度～令和8年度
(2022年度～2026年度)

本計画は、

ごみ処理基本計画
食品ロス削減推進計画
生活排水処理基本計画

で構成されています。

長野市廃棄物減量等推進審議会

I 一般廃棄物処理基本計画の概要

(1) 法的根拠

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることとされています。

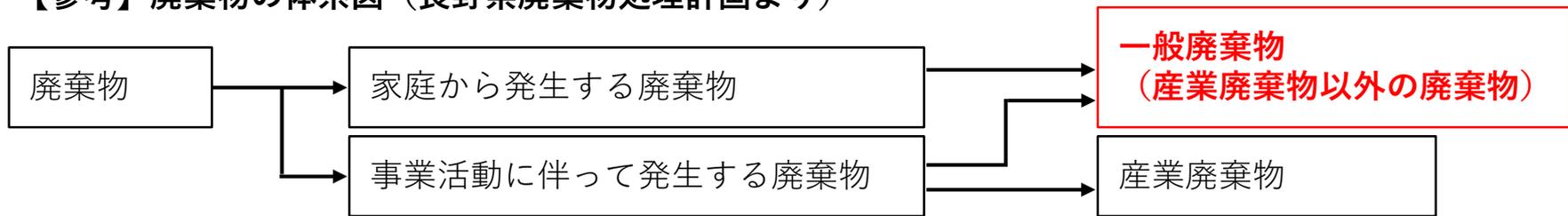
本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3に基づく一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について計画を定めるものです。

(2) 適用範囲・計画期間

市町村は、一般廃棄物の処理に関して統括的な処理責任を有しています。

- ・ 対象地域 長野市内全区域
- ・ 対象となる廃棄物 長野市で発生する全ての一般廃棄物
- ・ 計画期間 令和4年度から令和8年度まで（5年間）
(2022年度から2026年度まで)

【参考】廃棄物の体系図（長野県廃棄物処理計画より）



(3) 計画の構成

本計画は、ごみ関する部分（食品ロス削減推進に関する部分含む）と生活排水に関する部分から構成されます。

一般廃棄物処理基本計画

第1部 総論

第1章 基本的事項

【法的根拠、適用範囲・計画期間、計画の構成等】

第2章 長野市の概況

【位置・沿革、人口・産業の概況】

第2部 ごみ処理基本計画、食品ロス削減推進計画

第1章 ごみ処理、食品ロスの現況

【ごみ処理フロー、ごみ処理体制、ごみ処理の実績、食品ロスの現状等】

第2章 ごみ処理基本計画、食品ロス削減推進計画

【基本的な考え方、数値目標等】

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状

【生活排水処理の現状等】

第2章 生活排水処理基本計画

【基本的な考え方、数値目標等】

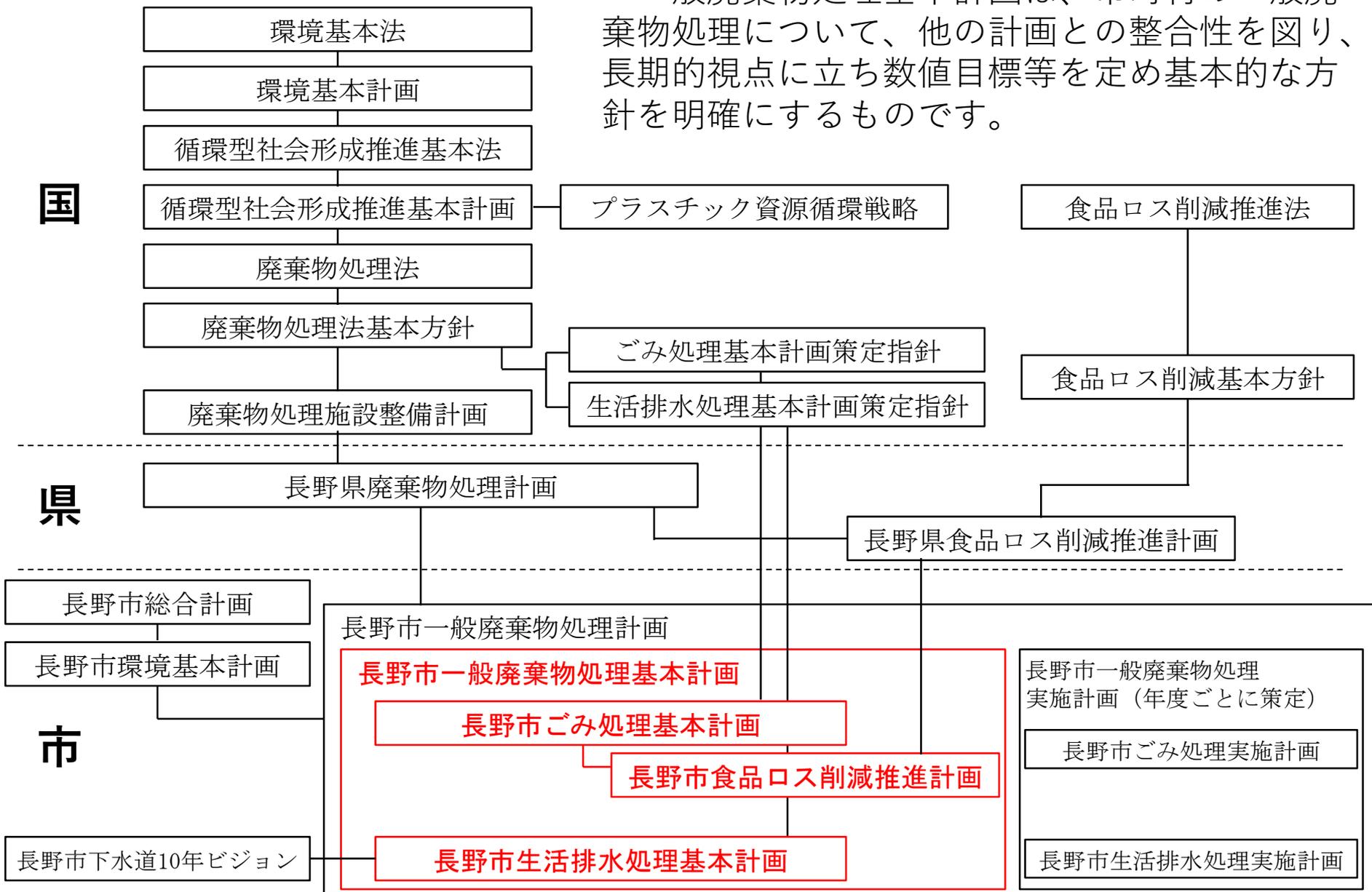
ごみ処理基本計画

食品ロス削減推進計画

生活排水処理基本計画

(4) 他の計画との関係

他の計画との関係は、次に示すとおりです。
一般廃棄物処理基本計画は、市町村の一般廃棄物処理について、他の計画との整合性を図り、長期的視点に立ち数値目標等を定め基本的な方針を明確にするものです。



2 ごみ処理基本計画、食品ロス削減推進計画

ごみ処理基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針となるものであり、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

また、地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画は、国全体として食品ロスの削減を推進していくために、国が実施する施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要とされています。

そのため、本計画の中に位置付ける食品ロス削減推進計画は、長野市の特性に応じた取組を定めるものとします。

(1) 基本理念またはテーマ

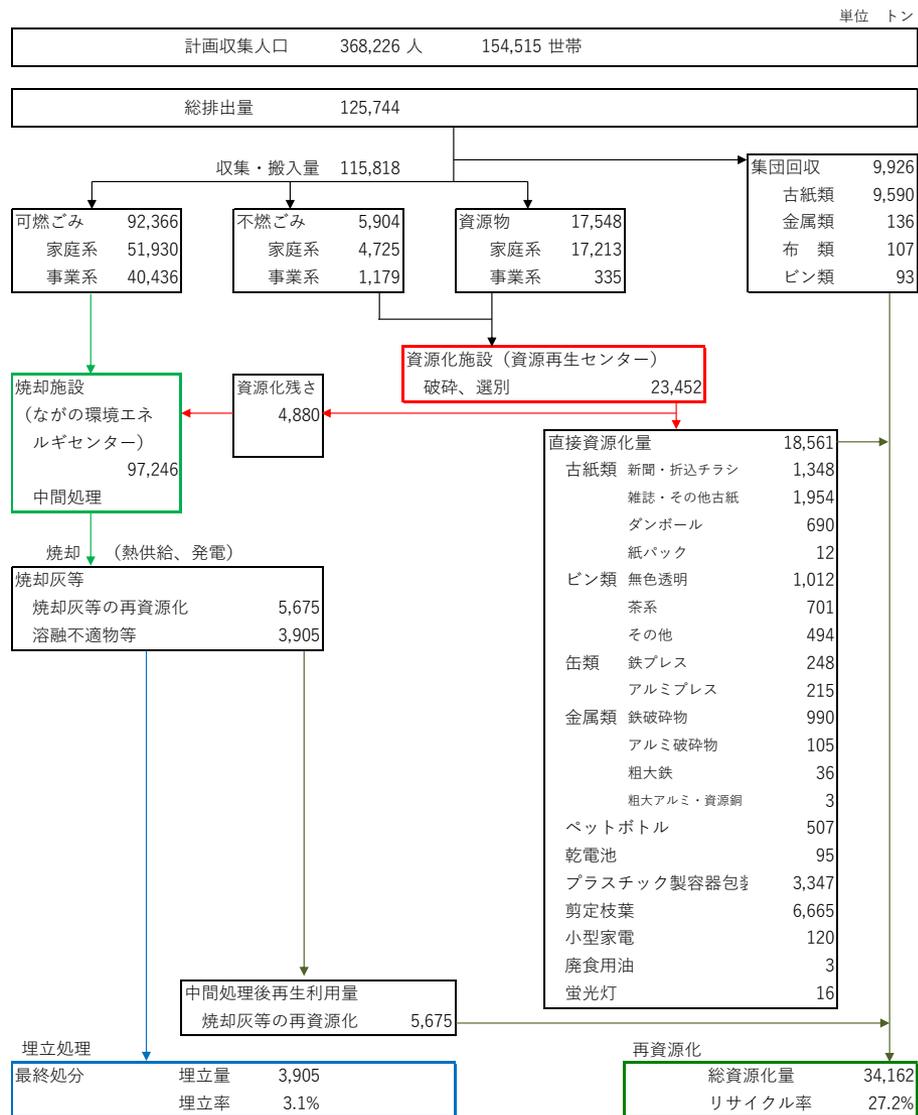


(参考) 現計画の基本理念

ごみの減量に取り組み、資源が循環するやさしいまち

(2) ごみ処理、食品ロスの現況

・令和元年度のごみ処理フロー



【家庭ごみ】

本市の家庭ごみの分別は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物6種類の8分別に大別され、委託体制により収集しています。

【事業ごみ】

事業者は、その事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとし、事業ごみの発生から処分までの最終的な責任は排出事業者において負うものとしています。

排出事業者は、可燃ごみ、紙、ビン、缶、ペットボトル（ビン、缶、ペットボトルは、従業員の飲食等に伴って生じたものに限る。）に5分別し、一般廃棄物処理施設へ自己搬入または一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託するものとしており、そのほとんどは許可業者により運搬されています。

(注) 1 計画収集人口は、「長野県毎月人口変動調査結果」（長野県情報統計課）による令和2年10月1日現在の値
 2 総排出量 = 収集・搬入量 + 集団回収量
 3 埋立率 = 埋立量 / 総排出量
 4 総資源化量 = 直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量
 5 リサイクル率 = 総資源化量 / 総排出量

・家庭ごみの主な減量対策 ～家庭ごみ処理手数料～

分別区分	ごみ処理手数料
可燃ごみ	指定袋 1 リットル当たり 1 円（単純従量制）
不燃ごみ	
粗大ごみ	粗大ごみシール 1 枚につき 40 円 ※指定袋に入らない可燃または不燃ごみ
資源物	無料

家庭ごみ処理手数料は、「行政サービスの利用者の負担に関する基準」により原則として 3 年ごとに「ごみ処理手数料設定の目安」の観点から点検・見直ししています。

ごみ処理手数料設定の目安

- ・ごみの減量・再資源化促進という目標達成の原動力となるか
（一定の排出抑制効果(10%以上の削減効果)を得ているか)
- ・市全体のごみ処理経費からみた場合、その負担割合として妥当であるか
（ごみ処理経費からみた手数料負担割合に大きな変化がないか)
- ・家計からみた場合、その負担感が大きすぎずかつ分別努力に結び付くか
（1 世帯当たりの月額負担額に大きな変化がないか)
- ・先進都市や同規模都市のごみ処理手数料を参考とする
（周辺市町村の手数料と比較して大きな差がないか)

・事業ごみの主な減量対策 ～直接搬入ごみ処理手数料～

ながの環境エネルギーセンターに搬入するもの

区分		手数料
可燃ごみ	10キログラムまでごとに	160円

資源再生センターに搬入するもの

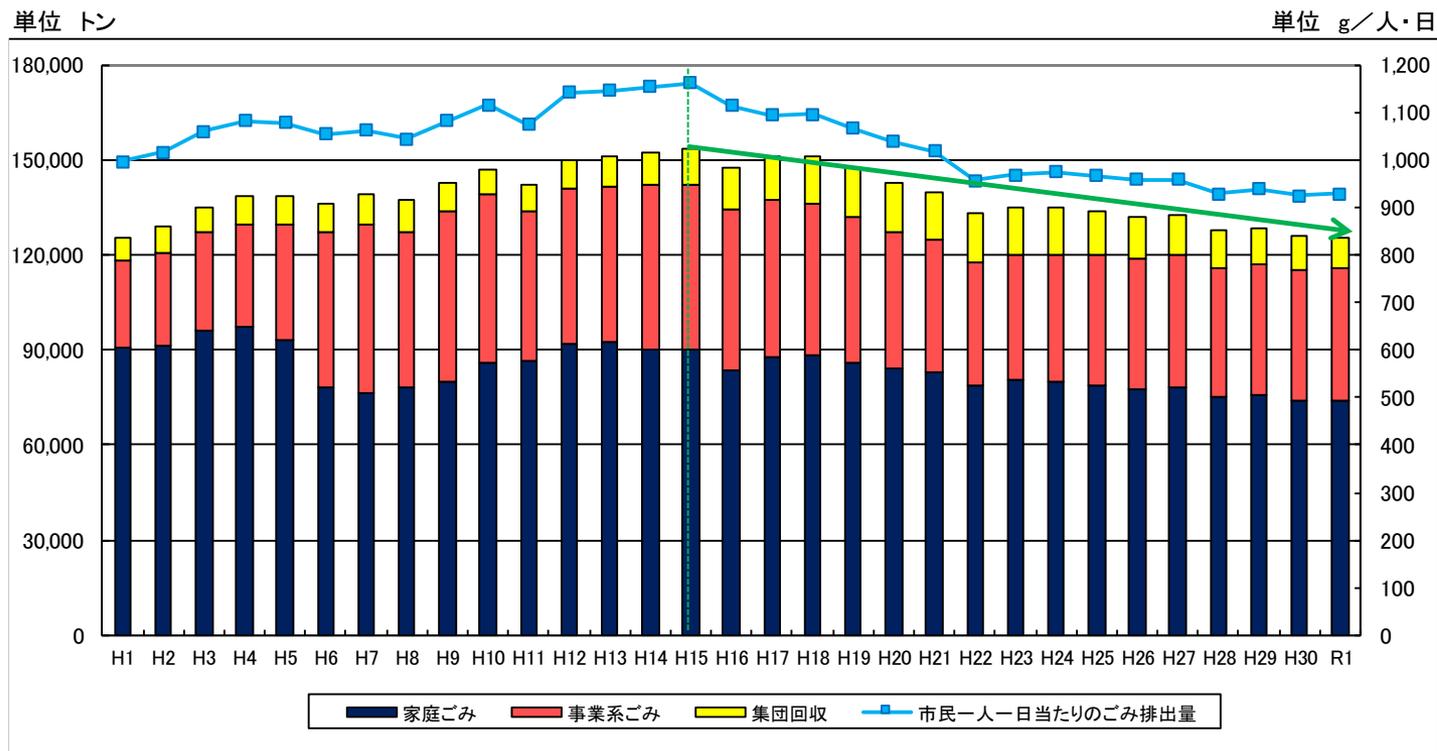
区分		手数料
不燃ごみ	10キログラムまでごとに	170円
資源物	10キログラムまでごとに	30円

事業系ごみ処理手数料は、「行政サービスの利用者の負担に関する基準」により原則として3年ごとに処理原価等を勘案した手数料を設定しています。

・ごみ処理の実績

ごみ総量と市民一人一日当たりの排出量

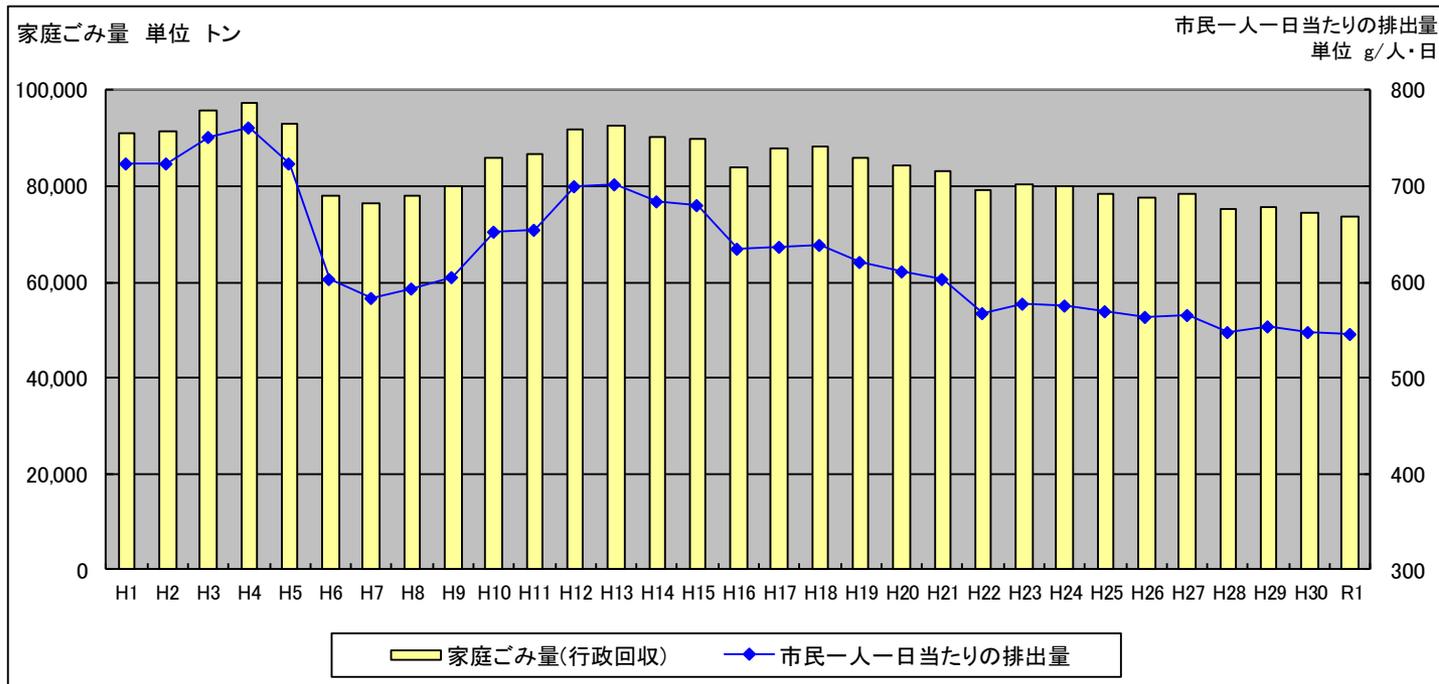
ごみ総量と市民一人一日当たりの排出量は、平成15年度をピークに減少傾向にあります。



※市民一人一日当たりのごみ排出量は、各年10月1日現在の人口（長野県毎月人口異動調査結果）により算出

家庭ごみ量と市民一人一日当たりの排出量

家庭ごみ量は、より一層のごみの減量を図るため、平成21年10月1日に開始した可燃・不燃ごみ処理手数料の有料化（資源物は無料）により、市民一人一日当たりの排出量が平成22年度以降減少しています。



※市民一人一日当たりのごみ排出量は、各年10月1日現在の人口（長野県毎月人口異動調査結果）により算出

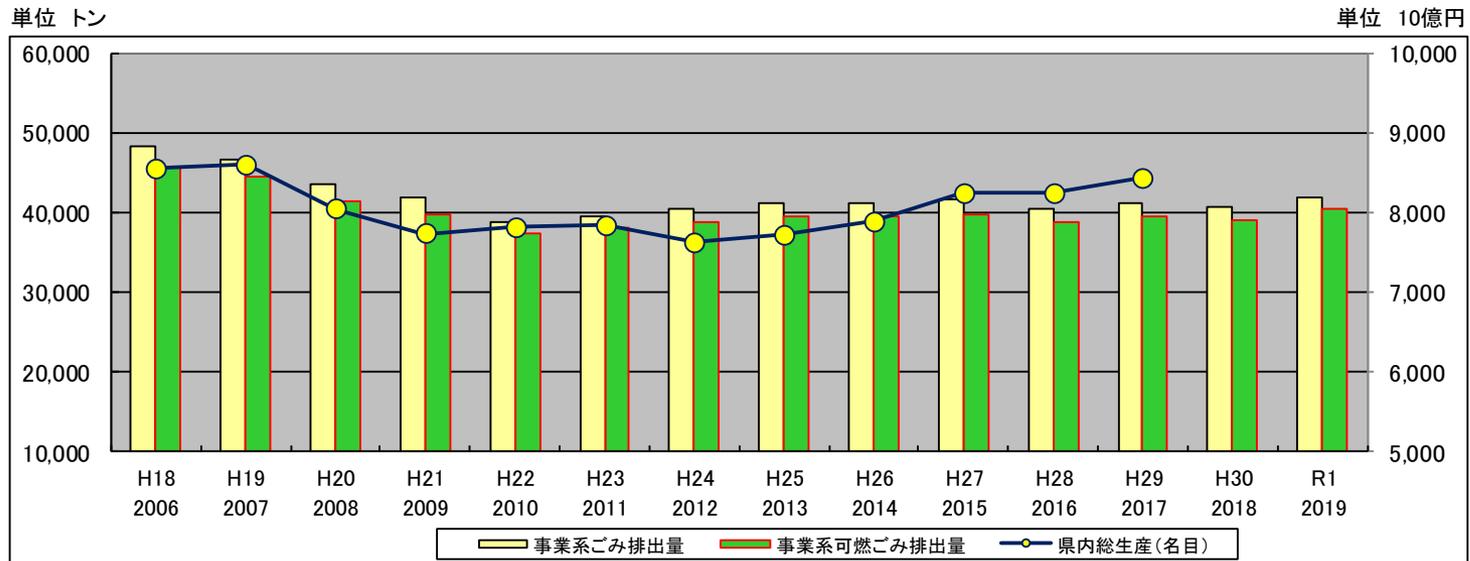
※集団回収量は含まない

事業系ごみ排出量

事業系ごみは、そのほとんどが可燃ごみです。近年の排出量は横ばいで、平成22年度まで減少し、その後増加傾向に転じていません。

経済活動指標の動きと比較すると、平成27年度以降経済活動指標は上向きですが、事業系ごみ量は抑えられており、経済成長と環境負荷の低減の両立が図られてきたことが見受けられます。

事業系ごみ排出量と経済活動（県内総生産(名目)）

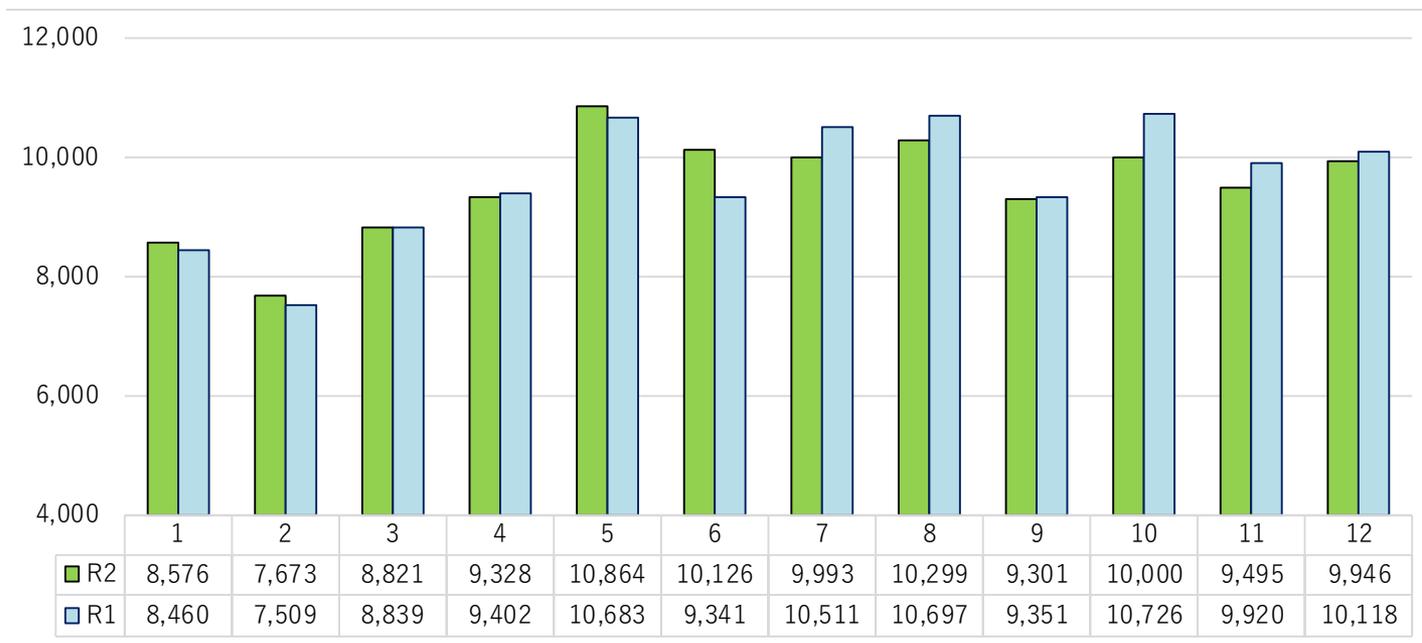


新型コロナウイルスの影響

令和2年から世界で猛威を振るっている新型コロナウイルスは、本市のごみ量にも影響を及ぼしています。家庭ごみと事業系ごみを合計して比較すると年間量でも月量でもわずかながら減少しており大きな変動は見受けられませんが、巣ごもり消費により家庭ごみ量が増加し、景気の冷え込みにより事業系ごみが減少しています。

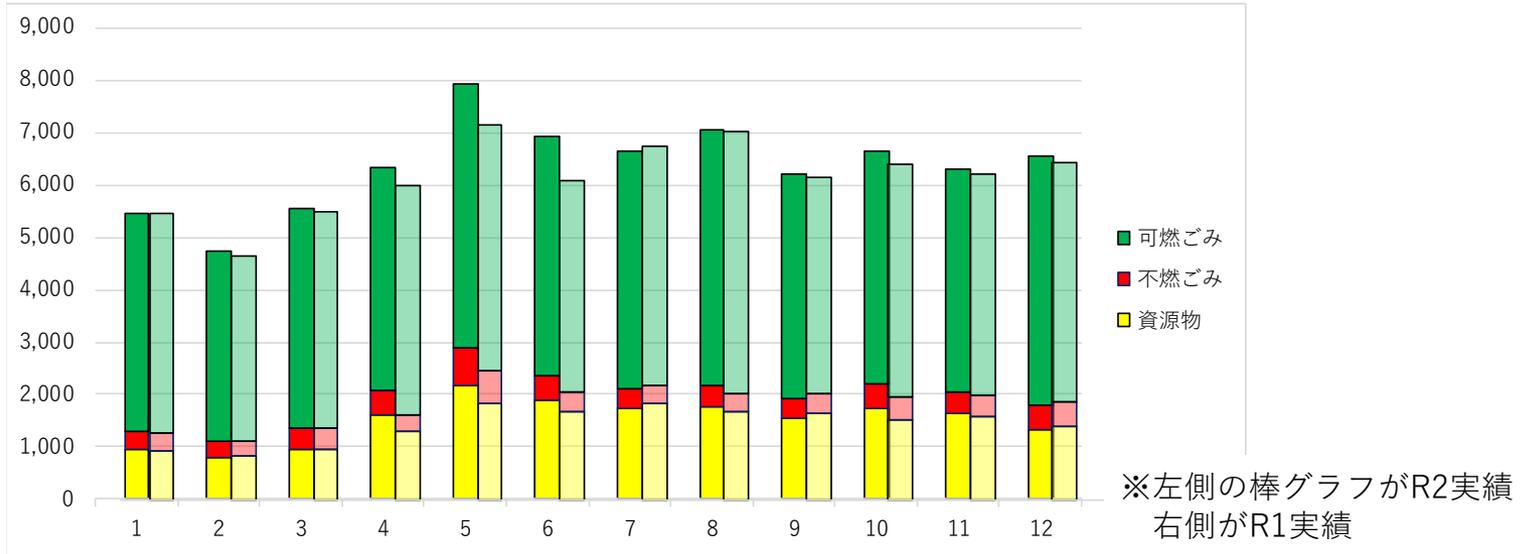
月別ごみ総量（1～12月）前年同月比

単位 トン



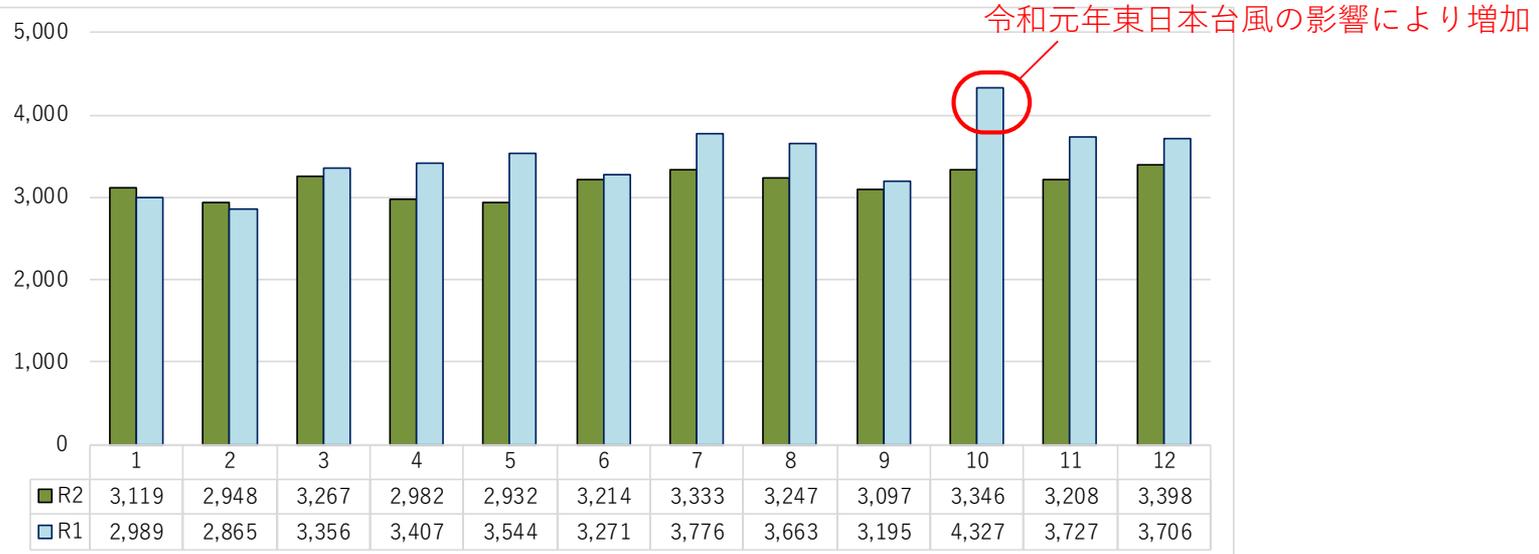
月別家庭ごみ量（1～12月）前年同月比

単位 トン



月別事業系ごみ量（1～12月）前年同月比

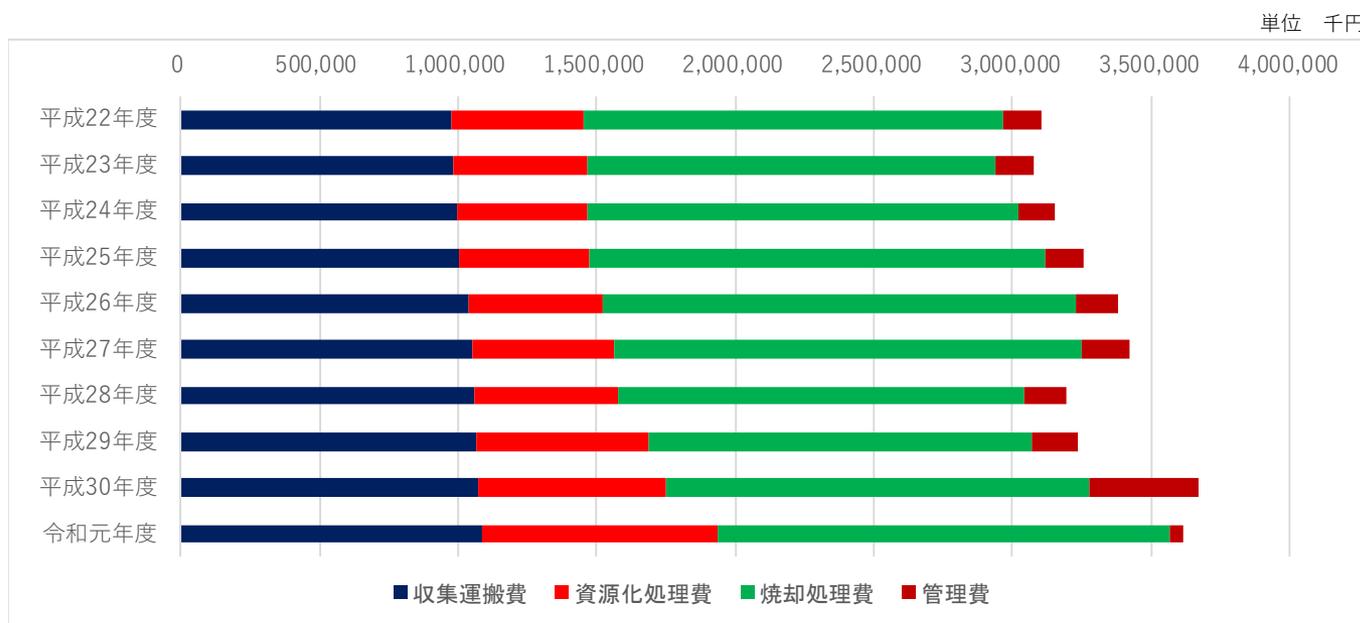
単位 トン



・ごみ処理コスト

平成30年10月から長野広域連合ながの環境エネルギーセンターが試運転を開始したことに伴い、経費配分が大きく変わりました。資源再生センターの人件費の配分が焼却処理費・管理費から資源化処理費に移りました。

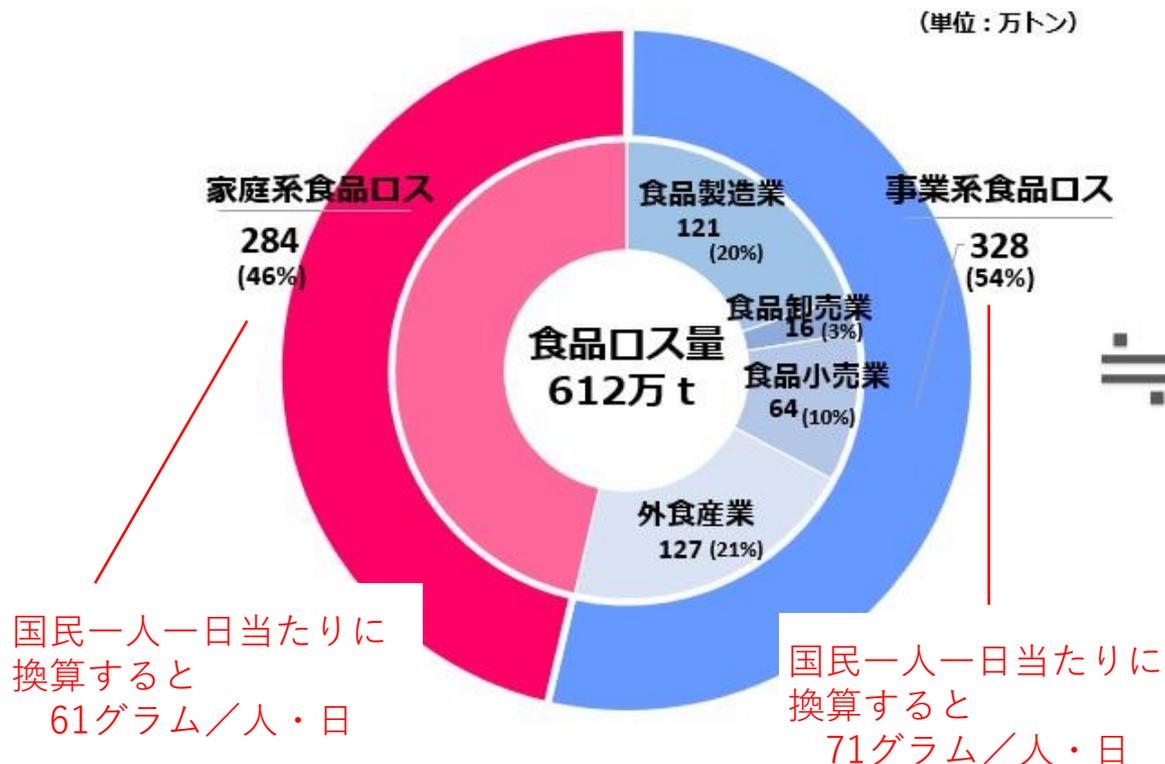
また、清掃センター焼却施設閉炉に伴う不燃ごみ資源化施設の改修工事を行ったことにより資源化処理費が増加しました。



・食品ロスの現状

平成29年度の全国における食品ロス量は約612万トン、このうち食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量は約328万トンと推計されており、食品ロス量の推計を開始した平成24年度以降で最少となっています。全国で発生している食品ロス量約612万トンを国民1人あたりに換算すると1日約132グラムとなり、茶わん1杯分の御飯の量に相当します。

私たち一人ひとりが、まだ食べられることができる食品を無駄にせず、食品ロスを減らしていくことが重要です。



国民1人当たり食品ロス量

1日 約132g

※ 茶碗約1杯のご飯の量に相当

年間 約48kg

※ 年間1人当たりの米の消費量
(約54kg) に相当



資料：総務省人口推計(平成29年10月1日)
平成29年度食料需給表(確定値)

(農林水産省ホームページ)

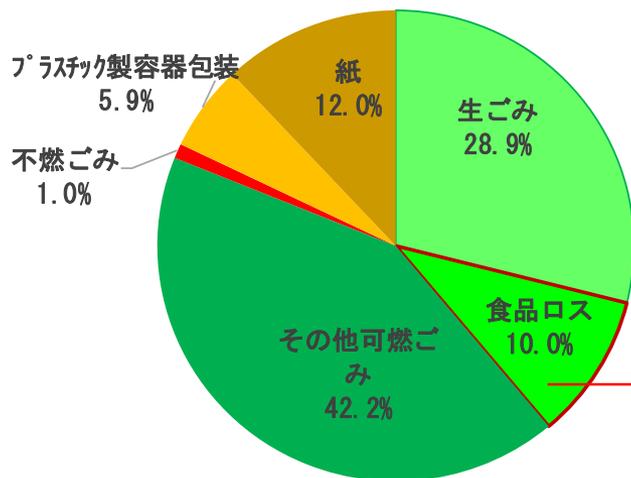
長野市の食品ロス量の推計

食品ロス削減基本方針では、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させることとしていることから、本市の2000年度の食品ロス量を推計する必要があります。

本市では、家庭ごみの分別状況や資源物の混入状況等を把握するため、ごみ集積所へ排出された家庭ごみの組成分析調査を実施しています（湿重量ベース 年1回 定点サンプリング方式）。

平成28年度～平成30年度の組成割合から平成30年度、令和元年度に排出された家庭系食品ロス量を算出すると、38.5グラム／人・日、38.3グラム／人・日となりました。

平成28～30年度家庭系可燃ごみの組成

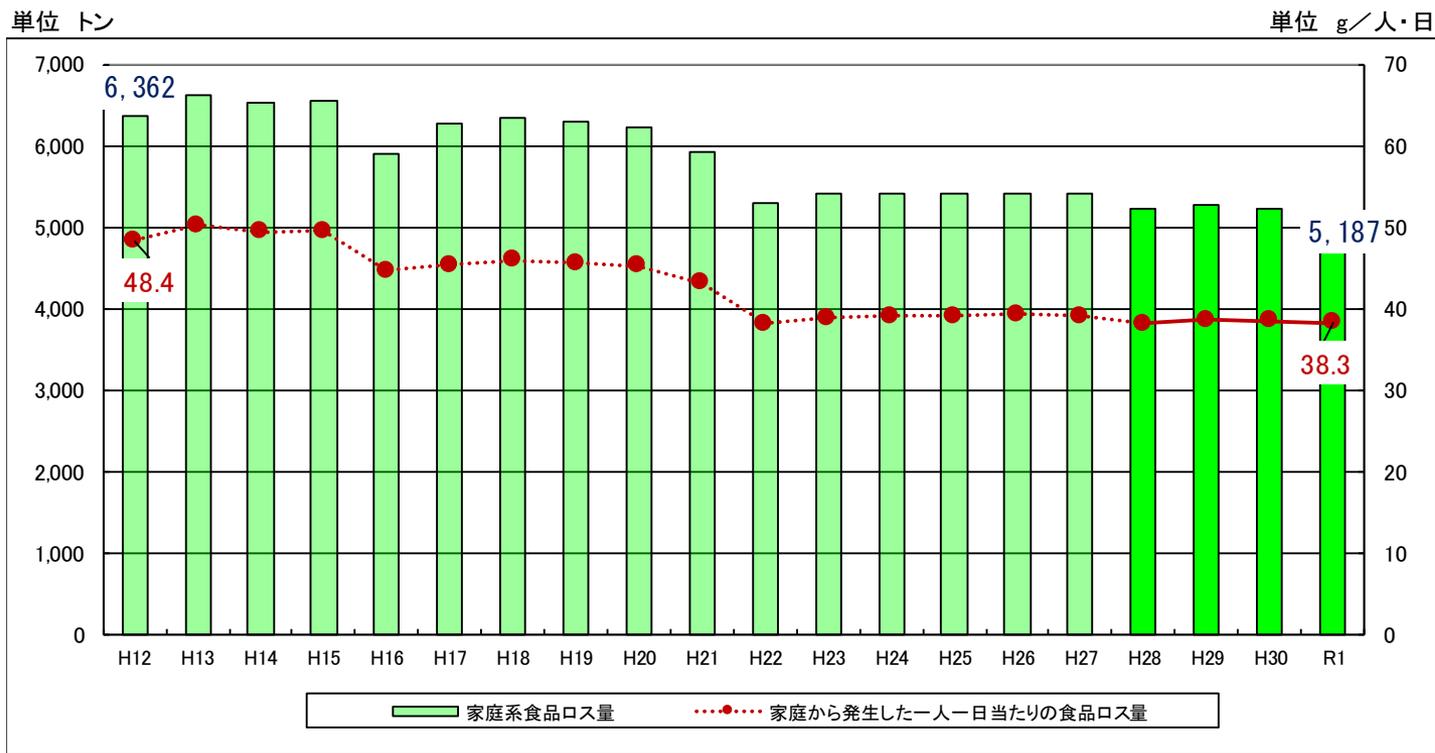


家庭系食品ロス量

平成30年度 38.5グラム／人・日

令和元年度 38.3グラム／人・日

平成12年度（2000年度）から令和元年度までの家庭系食品ロス量を次のとおり推計しました。平成12年度と比べて令和元年度は1,175トン、市民一人一日当たりでは10.1グラム／人・日削減されていると推計できます。



※家庭系食品ロス量は、各年10月1日現在の人口（長野県毎月人口異動調査結果）により算出

※平成12～令和元年度の家庭系食品ロス量及び一人一日当たりの食品ロス量は、各年度の家庭系可燃ごみ量に平成28～平成30年度の組成割合（10％）を乗じて算出、推計した

市民アンケートの調査結果

第五次総合計画の進捗管理を行うために毎年度実施しているアンケート調査において回答者の実践状況を把握するためのアンケート指標の中に「食べ物を無駄にしないなど、ごみを出さないように気をつけて生活している」があります。

平成28年度～令和2年度までの実績値を見ると、全世代で肯定的評価が高くっており、食べ物を無駄にしないようにする意識の高さが見て取れます。

単位 %

指標名	年度					
	H28	H29	H30	R1	R2	平均
食べ物を無駄にしないなど、ごみを出さないように気をつけて生活している	81.7	81.0	82.9	81.7	84.4	82.5

※アンケート指標のうち回答者自身の実践状況「食べ物を無駄にしないなど、ごみを出さないように気をつけて生活している」の肯定的回答割合（当てはまる、やや当てはまる）を集計

令和2年度第五次総合計画推進のための市民アンケート調査結果

